

～酒類販売事業者を支援します～

支援金に関するお知らせ

緊急事態措置等による飲食店の休業又は酒類の提供停止を伴う時短営業の影響を受けている府内の酒類販売事業者※の方に、国の月次支援金に上乗せして支援金を支給します。

(※)10月分については、営業時間短縮要請に応じた飲食店との取り引きにより影響を受けている酒類販売事業者も対象となります。

申請受付期間

令和3年 7月分：令和3年 8月 1日（日曜日）～令和3年 11月30日（火曜日）
 令和3年 8月分：令和3年 9月 1日（水曜日）～令和4年 1月 5日（水曜日）
 令和3年 9月分：令和3年 10月 1日（金曜日）～令和4年 1月31日（月曜日）
 令和3年 10月分：令和3年 11月 2日（金曜日）～令和4年 2月28日（月曜日）

※受付期間を超過した申請はいかなる理由があっても一切受け付けません。

対象事業者

大阪府内に本店又は住所のある酒類販売事業者で、国の月次支援金を受給している方 ※中小法人等・個人事業者等に限り

支給額

令和3年7月から10月までの各月において、事業者の売上減少額のうち、国の月次支援金の給付を受けてなお生じる不足分について、以下の金額を上限として支給します。

《売上90%以上減》

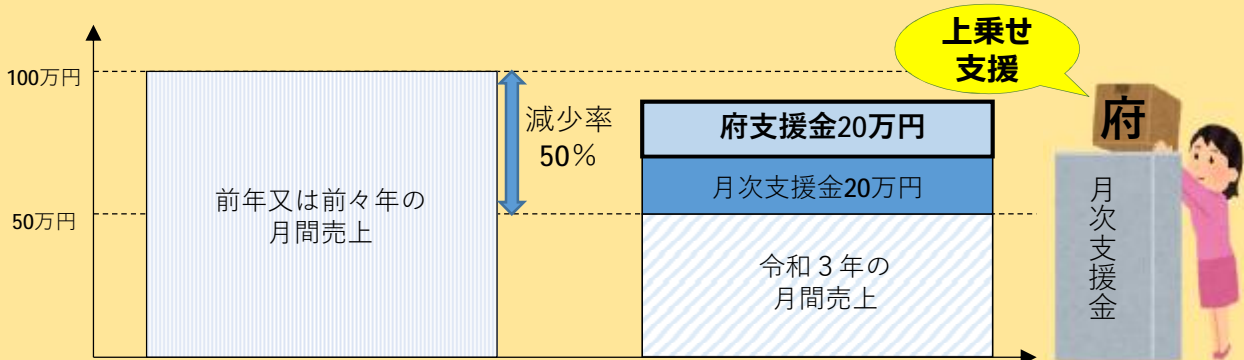
中小法人等：上限 60万円／月 個人事業者等：上限 30万円／月

《売上70%～90%未満減》

中小法人等：上限 40万円／月 個人事業者等：上限 20万円／月

《売上50%～70%未満減》

中小法人等：上限 20万円／月 個人事業者等：上限 10万円／月



※中小法人等で売上の減少率が50%の場合のイメージ

主な支給要件

- ①国の月次支援金の給付を受けている方
- ②酒類の提供を停止している飲食店と直接または間接の取引を反復継続して行っている方
- ③酒類製造免許、酒類販売業免許のいずれかを取得している方

申請手続等

1. 申請方法 原則オンライン申請
～オンライン申請のメリット～
書類の印刷や複写等の準備が不要！！
24時間いつでも申請が可能！！
メールで審査の進捗状況が段階に応じて届く！！
2. 必要書類
 - ① 酒類販売事業者支援金申請（オンライン入力）
 - ② 誓約・同意書（オンライン入力）
 - ③ 販売場等及び取引先の情報（オンライン入力）
 - ④ 国の月次支援金の振込のお知らせはがき
 - ⑤ 酒類製造または酒類販売業の免許
 - ⑥ 府支援金振込先確認書類
 - ⑦ 確定申告書の写し
 - ⑧ 対象月の売上台帳等の写し

手続きの詳細等については、大阪府ホームページ内の
募集要項をご覧ください！！

ホームページはこちらから⇒



大阪府行政オンラインシステム（パソコン・スマートフォンから）

①利用者登録 (事業者として登録)

マイページを作成

②申請内容入力

- ・事業者情報
- ・誓約事項
- ・月別売上等

③必要書類を アップロード

⑤支援金の支給 (申請いただいた口座に振込)

審査の結果、適正と認められる場合

④申請内容の審査 (申請内容や書類の不備 等があればご連絡します。)

※大まかな流れですので、申請の際は必ず大阪府ホームページや募集要項をご確認ください。

**ダメ！
絶対！**

支援金の不正受給は犯罪です！

大阪府では、府民からの多数の情報提供により行政機関等と連携し、店舗の活動状況に関する調査を予告なく順次行っています。
虚偽の申請は重大な犯罪になる可能性がありますので、事業者の皆様においては適正な申請をお願いします。

お問い合わせ先

大阪府酒類販売事業者支援金コールセンター

午前9時30分～午後5時30分 TEL 06-6654-3346（平日のみ）